

川口市監査告示第 3 0 号

地方自治法第 2 4 2 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

川口市監査委員 澤野 高雄

同 金井 洋

同 福田 洋子

同 古川 九一

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市 (略)

川口市 (略)

2 請求書の提出日

令和6年10月22日

3 請求の要旨

本件措置請求の対象を川口市長として、新型コロナウイルスに関連した違法不当な財務会計行為の担当者に対する損害賠償請求権行使の不作为が生じていることに対する措置を以下のとおり求めている。

〈違法不当な財務会計行為〉

法定病原体との同定作業が行われていない公費負担保険適用PCR支出命令・自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業に補助金支出

〈求める措置〉

感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出していない無権限者による同定作業が行われていないPCR事業補助金支出に対する損害賠償請求権行使

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行ったところ、請求書に請求人の「住所、氏名（自署）」等が記載されていないことから補正を求め、請求人から令和6年11月6日付け「住民監査請求書（補

正)」が提出されたため、同月 18 日に所定の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第 199 条の 2 の規定による除斥の対象とならない。

第 2 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査は、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認める場合に行うものである。

請求人は、公正適正な監査を期待できないこと等を理由に個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件請求は、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性又は不当性についての判断を求めるものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

よって、本件請求は、法第 252 条の 43 第 9 項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない法第 242 条第 1 項の請求であったものとみなし、監査を実施することとした。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を、公費負担保険適用 PCR 検査と自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業補助金に関する事務とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市福祉部及び保健部とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するなど、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和6年12月2日に新たな証拠を提出したものの、陳述は希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

監査対象部局から提出された関係文書等の資料を内容精査した結果、関係職員からの陳述聴取を実施する必要はないものと判断した。

6 監査の期間

令和6年10月22日から令和6年12月27日まで

第4 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。
本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

福祉部職員及び保健部職員の聞き取り並びに監査対象部局から提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

（1）公費負担保険適用PCR検査について

ア 事業実施に至る経緯等

新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っているPCR検査でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事等の判断で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく入院勧告等を行うこととしていた。

医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する、保険適用される検査については、上記の行政検査と同様の観点を有することから、令和2年3月4日付け健感発0304第5号により厚生労働省健康局結核感染症課長から各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長あてに「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」の通知がなされ、同検査を実施する医療機関は行政検査を実施しているものとして取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととされた。

なお、この取扱いについては、新型コロナウイルス感染症が感染症法上、5類感染症に位置付けられたことに伴い、令和5年5月7日をもって終了している。

イ 事務の流れ

(ア) 委託契約

事務の流れとしては、感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法に基づく調査に関する委託契約を締結する。

(イ) 自己負担額の取扱い等

感染症指定医療機関等がPCR検査を実施し、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料に係る自己負担に相当する金額として、都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。

感染症指定医療機関等は、通常の診療報酬の請求において、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費用の請求を行う。

都道府県等から、PCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料に係る自己負担に相当する金額についての審査及び支払事務の委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に代わって、感染症指定医療機関等に支払いを行う。

都道府県等は、PCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料に係る自己負担に相当する金額について、その審査及び支払事務を委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して、支払いを行う。

ウ 検査費用等の支出状況

川口市は、社会保険診療報酬支払基金及び埼玉県国民健康保険団体連合会からの請求に基づき、令和5年10月31日から令和6年10月21日までの間に、901件分の診療報酬審査支払手数料として6万7,212円を、PCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料に係る自己負担に相当する金額として329万9,852円を支出した。

なお、公費負担保険適用PCR検査は、令和5年5月7日をもって終了しているが、当該支出が現在もあるのは、保険医療機関等による診療報酬請求権の消滅時効が、原則として診療月の翌月1日から起算して5年間であることから、保険医療機関等からの過誤請求や再請求によるものが主な理由である。

(2) 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金について

ア 交付要綱の制定等

新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、障害福祉サービス等事業所・障害者支援施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行うことを目的に、川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）が令和2年10月に制定され、国の障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱の改正に合わせ、その後数回にわたり改正がなされている。

交付要綱では、障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援として、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した障害福祉サービス等事業所を対象に、サービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金を補助対象経費としている。

イ 補助金の交付状況

令和6年2月29日に1事業者から抗原検査キット購入費1万9,756円を含む所要額101万7,709円に係る交付申請額を63万1,000円とする交付申請があり、川口市長は同年3月21日付けで63万1,000円の交付決定を行い、同月29日に同額を交付した。

(3) 監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、本件請求から1年以内の対象となるものは、以下のとおりである。

ア 公費負担保険適用PCR検査費用(役務費及び扶助費) 336万7,064円

イ 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金(負担金、補助及び交付金) 63万1,000円

2 判断

(1) 財務会計上の行為の違法性等

法第242条第1項は住民監査請求について、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と定めている。

住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものに限られ、それ以外の非財務的な事項についてまでを対象とするものではない。

請求人は、本件請求において、前提として「法定病原体との同定作業が行われていない公費負担PCR検査費用に係る支出及び自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業補助金の支出が違法である」と主張し、措置請求書の文中において、特定の人物の主張や請求対象の違法性や不当性と直接の関連性を有しない判例など

を記載するほか、同様の内容の事実証明書を提出しているが、法定病原体との同定作業が行われているかどうかの違法違憲性については、非財務的な事項であるから、法第242条第1項の対象とはならないものである。

次に、本件請求に係る財務会計上の行為の違法性等について検討する。

新型コロナウイルス感染症への各種対応について、川口市がどのような手法で行うかは、川口市長の当該対応を行う目的やその必要性、対応に至る経緯、対応の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられているものと解される。

そして、そのような裁量行為に関しては、上記の諸般の事情を総合考慮した上でなお、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものと評価されるべきでなければ、当該行為は違法となるものではないと解すべきである（最高裁平成16年7月13日判決参照）。

これを踏まえると、公費負担保険適用PCR検査費用を川口市が支出したことは、国の健康保険制度に基づいて行われたものであって、川口市長に裁量的判断を行う余地があるとは到底認められない。

また、法第232条の2は、公益上必要がある場合に、普通地方公共団体が補助を行うことを認めているが、公益上必要があるかどうかについては川口市長の広範な裁量的判断に委ねられており、本件請求の対象である障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症に罹患すると重症化するリスクの高い者が利用する施設の従事者に対し事業者が抗原検査を行った場合にその費用を補助するというものであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するという高い公益性が認められ、社会通念に照らしても著しく妥当性を欠くことが明らかであるとまでは認められない。

そして、本件請求に係る各費用の支出手続は、川口市事務決裁規程（昭和51年庁達第2号）第4条及び別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（1）予算の執行を伴うものの表第2項第8号役務費、第15号負担金、補助及び交付金並びに第16号扶助費の規定に基づき、いずれも決裁権者により適法に処理されており、例えば、予算の裏付けを欠く等財務会計法規に違反する事実も認められず、また、手続上の瑕疵も認められない。

よって、本件請求に係る財務会計上の行為に違法又は不当な点は認められないと判断した。

(2)「行為の発生から1年を経過しての請求となった理由」の正当性について

法第242条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定し、住民監査請求に期限を設けている。

本件請求において、請求人は、公費負担保険適用PCR検査費用に係る支出のうち令和5年5月18日から同年10月19日までに支出した分に係る請求は、川口市長が当該行為を行った日から1年を経過したときになされており、請求人は、そのことを踏まえ行為のあった日から1年を経過していても住民監査請求をすることができる「正当な理由」があると主張している。

そこで、請求人の主張に、1年を経過しての請求となった「正当な理由」があるかどうかについて検討する。

この点について、最高裁判所は「普通地方公共団体の住民が相当な注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」と判示している（最高裁平成14年9月12日判決参照）。

これを本件についてみると、請求人が事実証明書として提出した「令和5年度の歳出予算整理簿」は、請求人が令和5年12月12日に実施機関である川口市長あてに公文書公開請求書を提出し、同年12月28日付けの川口市長の公文書部分公開決定により交付された文書であり、遅くともこの時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知り、監査請求期限に間に合うように監査請求ができたものというべきであ

る。

したがって、請求人の主張に「正当な理由」があるとは認められず、本件請求のうち、令和5年5月18日から同年10月19日までに公費負担保険適用PCR検査費用に係る支出に係る部分については、当該行為のあった日から1年を経過して行われたものであるから、不適法な請求であるといわざるを得ない。

(3) まとめ

以上のことから、本件請求に係る支出は、違法又は不当であるとは認められず、これによって損害は発生していないことから、請求には理由がないと判断した。